

東京学芸大学短期留学プログラム実施要領の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>第7 短期留学生は、<u>東京学芸大学学則第59条の2</u>に規定する特別聴講学生とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第7 短期留学生は、<u>国立大学法人東京学芸大学学則第64条</u>に規定する特別聴講学生とする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は、平成16年4月1日から施行する。</u></p>